

三陸南部沖海域のすずきに係る出荷制限の解除について

【 要旨 】

- 1 原子力災害対策本部から本県及び宮城県に指示されていた、三陸南部沖海域〔宮城県沖海域（陸前高田市沖の一部を含む。）〕のすずきの出荷制限（平成 24 年 10 月 25 日付）は、平成 27 年 11 月 20 日付で解除されました。
- 2 なお、この海域における、くろだいの出荷制限は継続されます。

1 出荷制限が解除された海域と魚種

三陸南部沖海域（岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線まで）のすずき

国の出荷制限指示	平成 24 年 10 月 25 日付
出荷制限指示の解除	平成 27 年 11 月 20 日付

2 海産魚について継続される原子力災害対策本部の出荷制限指示

対象魚種	指示年月日	対象海域
くろだい	平成 24 年 11 月 6 日	三陸南部沖海域 ^(※) （陸前高田市沖の一部を含む。） (※) 宮城県石巻市鮫浦湾で採取された検体から基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによるもの。